

これより、「守ろう憲法、生かそう9条、11・3憲法集会 in 京都」を開会します。

本日、私は、憲法9条京都の会の一世話人として開会あいさつを行うとともに、実行委員会メンバーとして、憲法をめぐる情勢をどう見ているか、お話しさせていただきます。

10月27日の衆議院総選挙にて、定数465のうち与党の自民・公明は215議席と、過半数の233に遠く及びませんでした。金と数と権力とで、民意も法も無視した横暴で強権的な「あべ政治」以来の自公政権に、国民は選挙にて明確にNOという意思を示したのです。このことをまず確認しましょう。

今回の選挙の大きな一つの争点、「政治とカネ」の問題でした。「しんぶん赤旗」のスクープが、自民党政治の問題性を明らかにするとともに、政治とは本来どうあるべきかという民主主義の本質について国民の熟議を促しました。政策決定は民意によってなされるべきであり、カネの力で左右されてはならないのです。ですから、ほぼすべての野党が「企業・団体献金の禁止」を選挙公約に掲げたのです。掲げた勢力が今回の選挙で、多数派となりました。「企業・団体献金の禁止」実現しましょう。日本の民主主義をまともなものにする大きな一歩になるはずです。

選挙公約のなかには、マイナ保険証について言及したものもありました。立憲民主党は「国民の不安が払しょくされるまでは、今の保険証を存続させる」としていました。れいわ、共産、社民は、マイナ保険証への統合に反対しています。現行保険証の存続を訴えた政党が伸びたのです。現行保険証を存続させましょう。

選挙結果についても一つ述べます。改憲派政党、すなわち自民・公明・維新・国民・参政・日本保守は合計で287です。改憲の発議に必要な3分の2、すなわち310議席を下回りました。立憲・れいわ・共産・社民の議席を合わせると166議席ですから、3分の1を上回ったのです。これから、政権の枠組みをめぐる政党間協議の中で改憲問題も取引項目に使われるかもしれません。ですが、論憲を進めるという立憲民主党も選挙公約では、「自衛隊を明記する自民党案は、平和主義を空文化させるもので反対する。緊急事態における国会議員の任期延長などについては、参議院の緊急集会が国会機能を代行できると規定されていて、新たに憲法に定める必要はない」と、この間、改憲派政党が進めてきた改憲項目には明確に反対しています。私たちとしては、このような立憲野党の姿勢をしっかりと見守り後押しして行こうではありませんか。

衆議院選挙の結果を受けて、私たちの運動の「守り」と「攻め」についてお話しします。

まずは「守り」から。いま述べたように、明文改憲の危機を遠のかせることはできるように思います。ですが、憲法9条がある下での憲法違反の施策が蓄積されています。実質改憲が進んでいることへの注視と最大限の批判が必要です。ご存知の通り、2022年12月に、当時の岸田文雄政権は、国家安全保障戦略など「安保三文書」を閣議決定しました。これまで、憲法9条の下、自民党政権でも「専守防衛」を国是とし「平和国家」を自称し、敵基地攻撃能力の保有や武器の輸出はできないとし、また防衛費はGDP比1%としていました。ところが、この「安保三文書」により、敵基地攻撃能力を保有し、武器輸出を解禁し防衛産業を育て、さらに防衛費はGDP比2%にすると決めたのです。「専守防衛」や

「平和国家」から離脱することを意味します。

同時に、重要土地調査法や経済安保法により軍事活動を支援しその一方で、それに批判的な市民をあぶり出すシステムがつくられてきています。さらに、日本全国での軍事基地化が進められ、ここ京都でも、陸上自衛隊祝園分屯地のミサイル弾薬庫増設、海上自衛隊舞鶴総監部の地下要塞化や弾薬庫の増設が進められています。日本全土や周辺海域・空域にわたる大規模な日米共同統合演習「キーン・ソード 25」も行われました。もはや日本は、「戦争をする国」として戦争の準備を本格化しているのです。この動きを、「最後の防波堤」のごとく何とか押しとどめているのが、憲法9条でありそれに依拠した私たちの運動です。いまの首相である石破茂氏の持論は、「専守防衛論はほとんど軍事的合理性のない、政治的な制約」だとして、「専守防衛」論すら無きものにしようとするものです。憲法9条に基づく、軍事的な動きへの監視と批判を継続・強化していきましょう。

次いで「攻め」です。

「毎日新聞」の調査では、新しい衆議院議員の65%は選択的夫婦別姓の導入に賛成だと言います。ならば、早速、法改正を実現しましょう。選挙を通じて、高等教育の無償化など教育費の軽減についても合意をえました。だとすると、学費値上げなどあり得ません。教育への財政支出を抜本的に増やさなければならないはずです。

今年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会の「草の根」の運動の価値は、世界中で認められました。核兵器廃止に向け日本が先頭に立つべきことは、圧倒的多くの人々の思いではないでしょうか。核兵器禁止条約への日本の参加を実現しましょう。

本日は、今年4月から半年間、NHK連続テレビドラマ「虎に翼」の法律考証を務められた、村上一博さんにお話しいただきます。「虎に翼」を見られていた方は多いと思います。私も、見ていました。忘れられないシーンがあります。戦争が終わって少ししてのことです。主人公、とも子は戦争で夫を兄を、そして父をも失います。途方に暮れ、川辺に腰を下ろし、涙します。そしてその時、ちょっとした食べ物を包んである新聞紙に目が行くのです。その新聞には、新しい憲法として、日本国憲法が掲載されていたのです。「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」という憲法14条を目にするのです。平等を保障する日本国憲法、この憲法によって切り開かれる新しい日本社会を希望に、とも子は生きていけると感じたのではないのでしょうか。勇気づけられ、とも子が立ち上がるシーンが印象的です。改めて、自由、平等、「個人の尊重」。戦争をしないという平和主義、そして民主主義。これらは、色あせるどころか、いまでも私たちの希望ではないのでしょうか。まだ、実現できていない希望ではないのでしょうか。ならば、日本国憲法を変えるとか守るとかを超えて、日本国憲法文化をこの日本社会に確立・定着させましょう。

今日、11月3日、日本国憲法の公布記念日を、ご一緒にお祝いしましょう。ありがとうございました。